

# 「前期高齢者 訪問健康相談」実施のご案内

## ～ 健康相談員が自宅を訪問してアドバイス～



横河電機健康保険組合では、保健事業の一環として高齢者の方の健康管理を支援するため「訪問健康相談」を実施することとなりました。

この事業は(株)全国訪問健康指導協会に業務委託し、協会所属の経験豊富な健康相談員(保健師・看護師などの専門職)がご自宅を訪問して、健康管理や生活習慣などについて相談やアドバイスを無料で行うものです。

詳細につきましては改めて対象者の方へ直接ご案内をさせていただきます。健康・福祉に精通している専門家と話し合い、健康相談員のサポートで生活習慣を見直す良い機会とご理解いただき、ご利用いただけますようお願いいたします。



**対象者** 当健康保険組合からご案内をする65歳から74歳までの前期高齢者の方

**費用** 無料

**訪問  
までの  
流れ**

「訪問健康相談」のご案内をご自宅へ送付

訪問する担当の健康相談員から案内状をご自宅へ送付

訪問する担当の健康相談員から事前にお電話で訪問日時をお約束

訪問健康相談の実施(個々の状況に応じて継続訪問の実施)

### Q1 今回の訪問健康相談により期待される効果は何でしょうか？

健康保険組合では、被保険者や被扶養者の方々が不安のない健やかな毎日をお過ごしいただくために「日常に相談する人や機会が持てなかった」「健康や生活習慣に関する悩みや不安を解消する」などのお役に立ちたいと考えています。

健康相談員から、健康または生活習慣に関して厳しく指導するものではなく、悩みや不安を解消するためのサポートやアドバイスをを行うものですので、お気軽にお受け下さい。

### Q2 相談内容の秘密は守られるのでしょうか？

この事業実施に当たってプライバシーの保護はもっとも重要な事項です。委託先とは個人情報保護法に準拠した秘密保持契約を締結しており、健康相談員へも秘密業務の周知徹底を図っています。

### Q3 健保財政は厳しいのに、なぜこのような事業を実施するのでしょうか？

健康保険組合の事業目的の1つに、健康を維持増進することがあります。また、年齢を重ねられても健やかに過ごしいただくためにお役に立てればと考えています。この事業の実施により対象者の方々の健康が維持増進されれば健保組合の財政にも好影響があるものと考えています。

## 被扶養者と任意継続被保険者の健康診断

# 「けんぽ共同健診」(特定健診・主婦健診)のお申し込みはお済みですか？

平成20年度より、40歳から74歳の被保険者および被扶養者の方々に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・解消に着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導の実施が保険者(健保組合)に義務づけられました。これにより今年度も(株)イーウェルに健診手配業務等を委託して、「けんぽ共同健診」(特定健診・主婦健診)を実施しております。

受診対象者は平成21年4月1日時点で資格を有する40歳から74歳までの被扶養者および任意継続被保険者の方と、39歳以下の被扶養者(続柄：妻)の方です。対象者へは5月に(株)イーウェルより直接ご自宅へ健診のご案内を郵送させていただきました。まだお申込をされてない方はお早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

自分のため、家族のため、定期的に健診をうけましょう！

※ご希望により人間ドックを受診される方は、この「けんぽ共同健診」へのお申し込みはできません。詳しくは横河健保ホームページ(<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)にも掲載させていただいておりますのでご覧ください。

